

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	能力開発設計に関する教育役務	空幕募援LPS-X00003-3	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 3年4月21日
		改正	令和 5年4月20日
			令和 6年3月18日
作成部隊等名	航空幕僚監部人事教育部募集・援護課		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において、若年定年退職10年前の航空自衛官に対し、実施する能力開発設計に関する教育役務（以下、「本役務」という。）について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

- a) 若年定年退職 定年年齢が65歳に満たない自衛官の定年退職
- b) 講師 2.1.5に示す実施場所において教育を実施する契約相手方の技術員をいう。
- c) 教材 契約相手方が本役務のために仕様書に基づき作成し、使用する教程及び教育用資料をいう。
- d) 幹部 1等空佐，2等空佐，3等空佐，1等空尉，2等空尉及び3等空尉の階級にある者をいう。
- e) 准曹 准空尉，空曹長，1等空曹，2等空曹及び3等空曹の階級にある者をいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 引用文書

1) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

2) 法令等

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

品 名	能力開発設計に関する教育役務
-----	----------------

b) 関連文書

定年制自衛官の「再就職必携」 第十二版 一般財団法人 自衛隊援護協会
航空自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（令和4年航空
自衛隊達第40号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

2.1.1 全般

若年定年退職の概ね10年前の航空自衛官に対して、退職後の生活の安定を図るために必要な生活設計及び職業生活設計に係る知識を習得させるため、専門的な知識を有する講師による教育を実施し、再就職等の準備を計画的かつ自発的に実施させる等、再就職に対する個人の意欲の活性化を図る。

2.1.2 受講者

若年定年退職の概ね10年前の自衛官または、令和6年度に45歳に達する自衛官及び46歳以上で過去に本役務を受けていない航空自衛官を基準とする。

2.1.3 教育の内容

教育課目、教育内容及び到達目標は付表1のとおり。

2.1.4 教育実施要領

- a) 講師1名以上による集合教育形式を基本とする。
- b) 教育内容に応じて、講義、グループ討論又は個人作業の形態を選択し、教育を実施する。
- c) 航空自衛隊の若年定年退職制度及び就職援護業務を踏まえ、受講者に適応した教育を実施する。
- d) 受講者に対して教育前に課題作業を付与し、作成した課題作業に対するフィードバックを通じて対象者の理解を促進する等、教育を効率的・効果的に実施する。
- e) 受講者の教育理解を深めるため、具体的事例を盛り込むなどの工夫をするものとする。特に、資格取得の取り組みにおいては、業種別に必要・有利な資格についてイメージが湧くような教材を作成する。
- f) 受講者に興味を持たせ、じ後受講者自身で更なる自学研さんに取り組む契機となるような講義を行う。
- g) 教材については、2.1.3の付表1に示す教育内容に基づき、じ後受講者自身が復習できる冊子を作成し4.1.1に示す教育実施計画書に併せて提出する。その際、官側による確認を受け、教材に官側の意向を反映するものとする。ただし、パワーポイントを用いた講義を実施する場合、パワーポイントのスライドをそのまま印刷したものは別の冊子を準備する。

2.1.4 教育時程

付表2のとおり。

2.1.5 教育回数、教育対象、実施時期、実施場所及び受講者数

付表3のとおり。

品 名	能力開発設計に関する教育役務
-----	----------------

2.2 講師の資格

講師については、以下示す要件を満たす者とする。

- a) キャリアコンサルティング技能士, 社会保険労務士又は中小企業診断士に関する資格をいずれか1つ以上保有していること又は同等の識能を有し, 本資格に関連する教育の実務経験を3年以上有していること。
- b) 自衛隊, 他省庁又は企業等において人生設計及び職業生活設計に関する講師及び就職支援の実務経験を3年以上有していること。

3 監督及び検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 その他

4.1 提出書類

4.1.1 教育実施計画書

契約相手方は、教育実施に先立ち、速やかに次の事項等を含む教育計画書（様式任意）1部を作成し、航空幕僚監部人事計画部募集・援護課長（以下、「募援課長」という。）の確認を得たのち、契約担当官等に提出するものとする。

- a) 教育内容ごとの時間配分
- b) 細部教育実施要領
- c) 講師の所属及び氏名
- d) 2.2に示す講師の資格を証明した書類

4.1.2 教育実施要領の確認

- a) 契約相手方は、航空幕僚監部人事教育部募集・援護課内において、最初の教育が実施される前までに教育実施要領の確認を受けるものとする。また、契約相手方は教育効果が高まるような教育方法及び教材等について官側に提案するとともに、官側の意向を反映するものとする。
- b) 契約相手方は、教育期間中であっても、官側から要求があった場合は、教育要領等について、官側の意向を反映するものとする。

4.1.3 教材の各教育実施場所への送付

契約相手方は、付表3に示す各々の教育実施開始前までに（7日前を基準とし、契約時期等の関係からこれにより難しい場合は実施場所担当者と調整の上、可及的速やかに）受講者数分の教材を各教育実施場所の監督官へ提出するものとする。各教育実施場所の監督官連絡先及び教材の提出先は、付表4のとおり。

4.1.4 教育実施報告書

契約相手方は、教育が全て終了後、教育実施報告書1部を作成し、募集・援護課長の確認を得たのち、契約担当官等に提出するものとする。

- a) 実績（回数・受講者数）
- b) 教育の成果
- c) 改善及び今後の反映事項

4.2 官側における支援

契約相手方は、教育の実施にあたり、官側の支援を必要とする場合は、次の事項について監督官の確認を得て、無償で官側の支援を受けることができる。

品 名	能力開発設計に関する教育役務
-----	----------------

- a) 教育に必要な器材としてプロジェクター及びホワイトボードの使用及び関連消耗品の供与
 ただし、基地により供与されないこともあるため、当該教育実施場所の監督官にその都度確認し、必要により、契約相手方が準備するものとする。
- b) 隊内の事務室の利用及び搬入物品の保管場所の提供
- c) 隊内の電気、水、電話及び冷暖房設備（燃料を含む。）の利用
- d) その他監督官が必要と認めた事項

4.3 個人情報保護

契約相手方は個人情報を取り扱う場合は、**個人情報保護に関する法律**の規定に従い実施するものとし、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

4.4 基地の立入り

契約相手方は、基地の立入りについて、各基地の規則に従い、入門許可証交付申請を行い、許可を受けるものとする。

4.5 協議等

この仕様書に疑義が生じた場合は、監督官を通じ契約担当官等と協議すること。

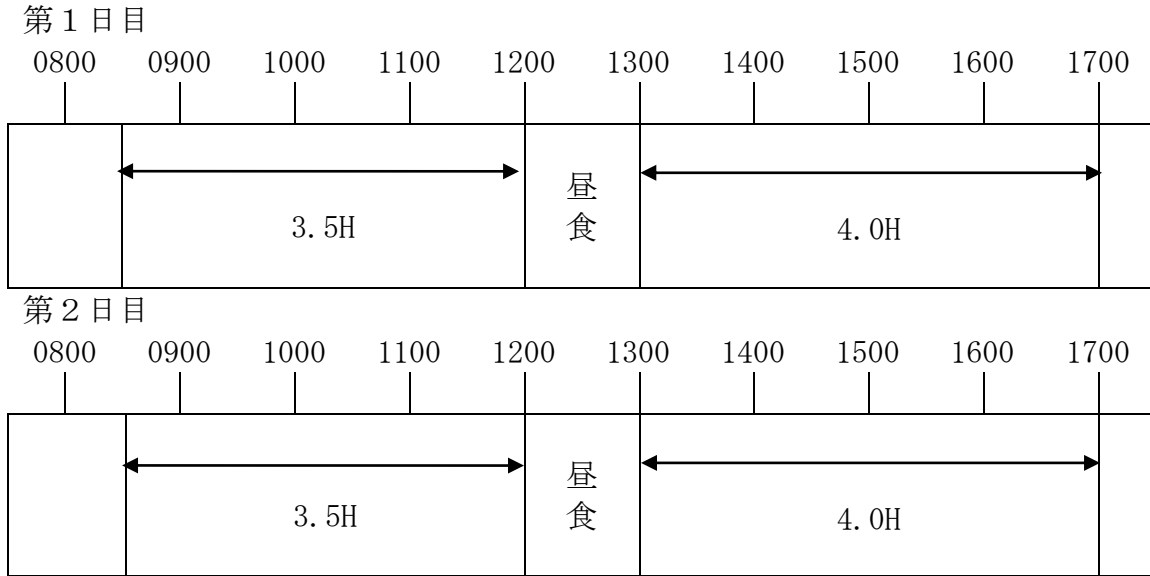
付表 1－教育課目，教育内容及び到達目標

教育課目	教育内容（基準）	到達目標
導入	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育のねらいと背景 2 自己紹介（アイスブレイク） 	<p>教育の目的及び教育終了後の到達点をイメージさせる。</p>
生活設計	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己のライフプラン <ol style="list-style-type: none"> (1) 公的年金の概要 国民年金，厚生年金及び共済年金の概要 (2) 自衛官定年後の収入 退職手当，若年定年退職者給付金及び退職共済年金等の収入 (3) 資金計画表の作成 自己の生活資金の収支に関する計画表の作成 (4) 個人の将来収支について ライフイベント・キャッシュフロー表による退職後の再就職の必要性，必要な年収額の認識付け 2 おおむね10年後の定年退職後の人生を取り巻く環境の変化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現在の生活を取り巻く社会環境 (2) 10年後に予測される社会環境 3 生活設計の考え方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活設計の概要 生活設計の定義及び意義 (2) 生活設計策定要領 自己の生活設計を考えるにあたり考慮すべき事項等（生きがい・健康・家庭の経済） 	<p>自己の生活全般の現状を把握し，経済プランの考え方の理解とともに定年退職後の生活における課題（再就職の必要性や年収目安）を設定できる。</p>
職業生活設計	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャリアデザインの意義 2 キャリアデザインの手法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状の自己分析 (2) キャリアの棚卸し (3) 自己のキャリア評価 (4) キャリアビジョンの検討・設定 (5) 自己の課題と行動計画 	<p>自己のキャリアビジョンを確立できる。</p>

付表 1－教育課目，教育内容及び到達目標（続き）

教育課目	教育内容（基準）	到達目標
雇用環境・労働市場	<ol style="list-style-type: none"> 1 雇用環境・労働市場の現状 2 今後の雇用環境・労働市場の見通し 	再就職を考えるにあたり必要となる雇用環境・労働市場の現状及び今後の見通しについて、知識を付与する。
企業が求める人材	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業が求める人材像と航空自衛官の特徴及びその差異 2 再就職の心構え <ol style="list-style-type: none"> (1) 再就職の成功と失敗の要因 (2) 意識改革と実践要領 中高年が再就職で成功するコツ及び再就職に関わる自己の課題の明確化 	航空自衛官の特徴と企業が求める人材像を比較し、再就職に関わる自己の課題が設定できる。
再就職に向けた取り組み	<ol style="list-style-type: none"> 1 再就職を意識した職業能力開発 自己の労働力に関して市場価値を高めるための方策 2 資格取得の取り組み <ol style="list-style-type: none"> (1) 資格取得に関する考え方及び着意点 (2) 業種別の資格取得の推奨 	再就職準備の取り組みに必要な知識等を理解できる。

付表 2 - 教育時程 (基準)



注 1 : 実線は、各実施時期の時程 (講習中の休憩および本契約以外の講話、説明等 (各日 1.0H 基準) による待機時間を含む。) を示す (昼食時間 1 時間を除く合計 15.0H)。

注 2 : 教育開始時間及び教育時程等の細部については、実施場所の監督官と事前に調整するものとする。

付表3－教育回数，教育対象，実施時期，実施場所及び受講者数（基準）

1 幹部自衛官

実施期間	実施場所	受講者数
令和6年 6月25日（火）～26日（水）	浜松基地	31名
令和6年 6月26日（水）～27日（木）	入間基地	40名
令和6年 7月23日（火）～24日（水）	春日基地	15名
令和6年 9月 3日（火）～ 4日（水）	春日基地	38名
令和6年 9月18日（水）～19日（木）	岐阜基地	42名
令和6年10月 2日（水）～ 3日（木）	那覇基地	36名
令和6年10月22日（火）～23日（水）	市ヶ谷基地	35名
令和6年10月24日（木）～25日（金）	市ヶ谷基地	35名
令和6年11月27日（水）～28日（木）	三沢基地	30名
令和7年 2月 5日（水）～ 6日（木）	入間基地	40名

2 准尉，空曹

実施期間	実施場所	受講者数
令和6年 6月27日（木）～28日（金）	浜松基地	34名
令和6年 7月 3日（水）～ 4日（木）	百里基地	26名
令和6年 7月10日（水）～11日（木）	築城基地	30名
令和6年 7月17日（水）～18日（木）	新田原基地	25名
令和6年 7月24日（水）～25日（木）	入間基地	40名
令和6年 8月27日（火）～28日（水）	三沢基地	30名
令和6年 9月 4日（水）～ 5日（木）	美保基地	30名
令和6年 9月11日（水）～12日（木）	防府南基地	15名
令和6年 9月25日（水）～26日（木）	入間基地	40名
令和6年10月 7日（月）～ 8日（火）	那覇基地	36名
令和6年10月 8日（火）～ 9日（水）	小松基地	20名
令和6年10月16日（水）～17日（水）	入間基地	40名
令和6年10月16日（水）～17日（水）	三沢基地	30名
令和6年10月23日（水）～24日（木）	千歳基地	35名
令和6年10月29日（火）～30日（水）	千歳基地	34名
令和6年11月 6日（水）～ 7日（木）	芦屋基地	20名
令和6年12月 4日（水）～ 5日（木）	小牧基地	24名
令和6年12月11日（水）～12日（木）	春日基地	40名
令和7年 1月15日（水）～16日（木）	松島基地	33名
令和7年 1月22日（水）～23日（木）	入間基地	40名
令和7年 1月29日（水）～30日（木）	岐阜基地	43名
令和7年 2月26日（水）～27日（木）	小牧基地	20名
総実施回数（基準）：32回 総受講者数（基準）1027名		

当該日程による実施が困難な場合は，官側と調整のうえ，契約期間内に履行するものとする。

付表４－監督官連絡先及び教材の提出先

実施場所	郵便番号	住所	宛先	電話番号
千歳基地	066-0044	北海道千歳市平和無番地 航空自衛隊千歳基地 第2航空団司令部	基地援護室長	0123-23-3101 (内:2251)
三沢基地	033-8604	青森県三沢市後久保125-7 航空自衛隊三沢基地 北部航空方面隊司令部	援護業務課長	0176-53-4121 (内:3380)
松島基地	981-0503	宮城県東松島市矢本字板取85 航空自衛隊松島基地 第4航空団司令部	基地援護室長	0225-82-2111 (内:238)
入間基地	350-1394	埼玉県狭山市稻荷山2-3 航空自衛隊入間基地 中部航空方面隊司令部	援護業務課長	04-2952-5265 (直通)
市ヶ谷基地	162-8804	東京都新宿区市谷本村町5-1 航空自衛隊市ヶ谷基地 航空中央業務隊	基地援護室長	03-3268-2586 (直通)
百里基地	311-3415	茨城県小美玉市百里170 航空自衛隊百里基地 第7航空団司令部	基地援護室長	0299-52-1331 (内:2446)
浜松基地	432-8551	静岡県浜松市西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 第1航空団司令部	基地援護室長	053-472-7809 (直通)
小牧基地	485-0025	愛知県小牧市春日寺1丁目1番地 航空自衛隊小牧基地 第1輸送航空隊司令部	基地援護室長	0568-76-2191 (内:4061)
岐阜基地	504-8701	岐阜県各務原市那加官有無番地 航空自衛隊岐阜基地 第2補給処	基地援護室長	058-382-5218 (直通)
小松基地	923-8586	石川県小松市向折本町戊267番地 航空自衛隊小松基地 第6航空団	基地援護室長	0761-22-2752 (直通)
奈良基地	630-8522	奈良県奈良市法華寺町1578 航空自衛隊奈良基地 幹部候補生学校	基地援護室長	0742-33-5596 (直通)
美保基地	683-0053	鳥取県境港市小篠津町2258 航空自衛隊美保基地 第3輸送航空隊	基地援護室長	0859-45-0211 (内:228)
防府南基地	747-8555	山口県防府市田島無番地 航空自衛隊防府南基地 航空教育隊	基地援護室長	0835-22-1950 (内:468)
春日基地	816-0804	福岡県春日市原町3-1-1 航空自衛隊春日基地 西部航空方面隊司令部	援護業務課長	092-581-1883 (直通)
芦屋基地	807-0133	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 航空自衛隊芦屋基地 第3術科学校	基地援護室長	093-223-0981 (内:279)
築城基地	829-0151	福岡県築上郡築上町大字西八田 航空自衛隊築城基地 第8航空団司令部	基地援護室長	0930-56-1150 (内:221)
新田原基地	889-1492	宮崎県児湯郡新富町大字新田19581 航空自衛隊新田原基地 第5航空団司令部	基地援護室長	0983-35-1121 (内:5400)
那覇基地	901-0194	沖縄県那覇市宇当間301 航空自衛隊那覇基地 南西航空方面隊司令部	援護業務課長	098-857-1191 (内:2321)